

地域づくりの拠点

～【サロン】に出かけませんか?!～

高齢者の地域交流や健康づくりの場として親しまれている【サロン】。従来より各地区には様々なサロンがあり、地域の力により運営されていますが、高齢化が進むなか「地域の結びつき」「生きがい」「介護予防」など様々な効果を生むサロンは全国的にも改めて注目されています。そこで、御代田町においても平成24年度より「地域支え合い体制づくり」を進め、サロン拠点整備事業を社会福祉協議会に委託し、重点的に取り組んでいます。

サロンのいいところ!

その①『高齢者がどんどん元気に!』

高齢者が外出の機会を持ち、趣味を楽しんだり地域の人と交流することは、寝たきり・認知症・うつ病などの予防に役立つことが今までの調査研究からも分かっています。

サロンのいいところ!

その②『地域の力を再発見!』

サロンには住民同士の協力が欠かせません! 趣味や特技を生かし活動を提供してくださる方、人の役に立ちたいとお手伝いしてくれる方、中には役員だから仕方ないという方もいるかもしれませんが、共通している気持ちは「喜んでもらえるのがうれしい」。この気持ちが生きがいづくりや地域をつなぐ原動力になります。

サロンのいいところ!

その③『世代間交流にも最適!』

町では「世代間交流センター」の建設を進めていますが、中には小さな子どもを連れて参加してくれる方もいます。お子様は広い場所でのびのびと遊び、高齢者には自然と笑顔が溢れています。今後、あらゆる世代の「居場所」になるサロンづくりを進めることでより豊かな地域づくりにつながっていきます。

以下に、町内の主なサロン(参加者を随時募集しているサロン)を掲載します。原則、所属する地区のサロンへご参加ください。ご近所お誘い合わせの上、お出かけください!

地区	サロン名	場所	頻度	対象者
草越	ふれあいサロン	草越公民館	毎月15日(12~2月)	65歳以上老人クラブ
広戸	広戸サロン	広戸区世代間交流センター	月1回(第2日曜日)	どなたでも
豊昇	豊昇いきいきサロン	豊昇第一公民館	月1回(第2木曜日)	どなたでも
面替	面替いきいきサロン	面替公民館	月1回	高齢者
向原	どんぐりの会	向原区世代間交流センター	月1回(毎月15日)	65歳以上
上宿	上宿サロン	ハートピア	月1回(第4木曜日)	どなたでも
	さつき会	ハートピア	月1回(第1火曜日)	どなたでも
平和台	げんき会	平和台公民館	月1回(第4水曜日)	65歳以上
	健康教室	平和台公民館	月1回(第2水曜日)	どなたでも
西軽井沢	つくしの会	西軽井沢第二公民館	月1回(第2火曜日)	どなたでも
	萩の会	西軽井沢第一公民館	2ヵ月に1回	どなたでも
児玉	お茶のみの会	児玉公民館	年6回	高齢者
一里塚	サロン一里塚	一里塚区世代間交流センター	年10回(第3木曜日)	高齢者
塩野	若葉会	塩野コミュニティセンター	月1回(最終月曜日)	80歳以上
	くるみの会(三世代)	塩野コミュニティセンター	月1回(土・日どちらか)	三世代(高齢者・PTA・小学生以下)
	塩野サロン	塩野区世代間交流センター	月1回(第3金曜日)	どなたでも
馬瀬口	寿会	ハートピア・馬瀬口創作館	月1回(第2金曜日)	一人暮らし高齢者・身体障害者
	歌とお話ふれあい会	馬瀬口創作館	4・5・11月の第3金曜日	どなたでも
三ツ谷	秋桜会	三ツ谷公民館	月1回(第2水曜日)	高齢者
栄町	栄町サロン	栄町公民館	2ヵ月に1回(第1火曜日)	どなたでも
荒町	荒町サロン	荒町公民館	農閑期に不定期	どなたでも

問い合わせ先 | サロンについて 各地区サロン担当者または町社会福祉協議会(32)1100
サロン拠点整備事業について 町保健福祉課介護高齢係 (31)2512

（ 軽自動車税および自動車税の減免が受けられます！ ）

身体障害者手帳などをお持ちの方で軽自動車または自動車を所有している場合は、申請をすると税の減免を受けることができます。

○減免の対象となる障害

障害の区分	障害者ご本人が運転する場合		障害者ご本人以外の方が運転する場合	
	障 害 等 級			
視 覚 障 害	1級、2級、3級、4級			
聴 覚 障 害	2級および3級			
平衡機能障害	3級			
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		—	
上肢不自由	1級、2級			
下肢不自由	1級～6級までの各級		1級、2級、3級	
体幹不自由	1級～3級までの各級、5級			
心臓機能障害	1級、3級			
じん臓機能障害				
呼吸器機能障害				
ぼうこうまたは直腸の機能障害				
小腸の機能障害	1級～3級までの各級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				
乳幼児期以前の非進行性脳	上肢機能	1級、2級		
病変による運動機能障害	移動機能	1級～6級	1級、2級、3級	

- 療育手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障害
- 精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害
- 戦傷病者の方についてはお問い合わせください。

【提出書類】 減免申請書(申請書につきましては、それぞれの窓口で配布しています)

【持参するもの】 ●障害者手帳など ●車検証 ●印鑑 ●運転する方の運転免許証

【申請期限】 5月24日(金)(納期限5月31日の7日前まで)

【減免基準】 次のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは生業のために使用する車のうち1台。

- 身体または精神に障害のある方の所有する軽自動車など
 - 18歳未満で身体または精神に障害のある方と生計を一にする方が所有し、運転する軽自動車など
- ※受けられる減免は軽自動車税と自動車税のいずれか1台です。

（ 申請・問い合わせ先 軽自動車税に関すること……町税務課住民税係 (内線49)
自動車税に関すること……佐久地方事務所税務課 0267(63)3136 ）

【納税通知書は、しまわず、忘れず、すぐ納付!】

平成25年度軽自動車税

5月31日(金)が納期限です

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車等を所有または使用している方が納める税金です。5月中旬に郵送される納税通知書で、最寄りの金融機関で納付いただけます。また、領収書には車検を受けるときに必要な「納税証明書」がついています。車検証と一緒に大切に保管してください。また、口座振替を利用されている方は、納付を確認後、「納税証明書」を郵送いたします。

問い合わせ先 税務課住民税係(内線49)

平成25年度自動車税

5月31日(金)が納期限です

佐久地方事務所からのお知らせです。

自動車税は長野県のさまざまな事業に使われる大切な税金です。あなたの税金が住みよい郷土をつくります。

コンビニエンスストアでも納めていただけます。

問い合わせ先 佐久地方事務所税務課

0267(63)3136